

慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート利益相反マネジメント内規

2023年10月 6 日制定

(目的)

第1条 慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート利益相反マネジメント内規（以下「本内規」という。）は、「慶應義塾利益相反マネジメント・ポリシー」（以下「義塾ポリシー」という。）および「慶應義塾利益相反マネジメント内規」（以下「義塾マネジメント内規」という。）にのっとり、慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート（以下「本部門」という。）内における利益相反マネジメントに関する共通認識および本部門に対する社会的信頼を確保し、もって本部門教職員等が産官学連携活動等に安心して取り組めるよう、その円滑な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で用いる用語の意味は、義塾ポリシーおよび義塾マネジメント内規の定めるところによる。

(対象者)

第3条 本内規における利益相反マネジメントの対象者は、本部門に所属する教職員等（以下、「本部門教職員等」という。）とする。

(対象範囲)

第4条 利益相反マネジメントの対象範囲は、義塾マネジメント内規第4条の定めによる。この場合において、同条中「教職員等」とあるのは、「本部門教職員等」と読みかえる。

(委員会の設置)

第5条 本内規の扱う利益相反マネジメントの円滑な実施を図るため、慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート利益相反マネジメント委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第6条 ①本委員会は次の者をもって構成する。

- 1 委員長
- 2 委員 若干名

②委員長ならびに委員は、本部門運営会議の議を経て、本部門長が委嘱する。

③委員長ならびに委員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。ただし、補充または増員された委員の任期は、他の委員の残任期間と同じとする。

④本委員会が必要であると認める場合には、本委員会委員長の指名により、臨時に委員（外部者を可能とする）を追加することができる。なお、臨時の委員の任期は必要な期間のみとし、指名の際に個別に定める。⑤第1項に関わらず、委員長が必要と認めた者は、アドバイザーとして本委員会への参加ができる。

(位置づけ)

第7条 本委員会は、義塾マネジメント内規第7条に定める「部門利益相反マネジメント担当委員会」のうち、本部門に係る事項を担当する委員会として位置づける。

(業務)

第8条 本委員会は、利益相反マネジメントに関する事項のうち、統括委員会からの委任に基づき、本部門に関する次の事項を取り扱う。

- 1 本内規の改廃に関する審議
- 2 利益相反マネジメントに関する施策の策定
- 3 本部門教職員等の利益相反状況の調査
- 4 利益相反の審査、判定、通知
- 5 利益相反マネジメントに関する普及・啓蒙活動
- 6 利益相反マネジメントの審議結果を、本部門運営会議及び統括委員会に報告すること
- 7 その他利益相反マネジメントに関する重要事項

(会議)

第9条 ① 委員が当該利益相反の当事者又は関係者である場合は、本委員会の議決に参加することができない。

- ② 本委員会は、必要に応じて第11条に定める自己申告者又はその関係者の本委員会への出席を求め、利益相反の内容についての説明とともに、意見を聴取することができる。
- ③ 審査の経過及び判定は、記録として保存する。記録は、本委員会が必要と認めた場合を除き、これを公表してはならない。

(審査報告)

第10条 本委員会は、利益相反マネジメントに関する活動状況について、本部門運営会議及び統括委員会に定期的に報告する。また、必要に応じて随時に報告することができる。

(自己申告)

第11条 ①教職員等のうち義塾で雇用され、本部門に所属する者は、義塾マネジメント内規第10条第1号に従い研究倫理委員会の承認を受けて定めた自己申告書の様式及び運用により、本委員会に対して、定期又は臨時に利益相反自己申告を行うものとする。ただし、義塾内の他の部門に本務がある場合は当該部門の運用に従う。

- ② 本委員会は、不利益判定審議の必要があると判断した場合に、提出された自己申告書その他関係資料をもとに、各教職員等の利益相反の状況を調査する。
- ③ 本委員会は、前二項の定めほかに、本部門教職員等が自己の産官学連携活動等に関する利益相反マネジメントを特に希望する場合には、所定の手続きにより自己申告書を提出し委員会に対して審査を依頼することができる。

(不利益判定の審議)

第12条 ① 本委員会は、必要と認める場合、不利益判定審議を行う。

- ② 本委員会は、不利益判定審議の過程において、必要に応じて、委員以外の者から参考意見を徴することができる。
- ③ 本委員会は、不利益判定の審議の過程において、必要に応じて、申告者又はその関係者を委員会に出席させ、申告内容について説明を求めることができる。
- ④ 本委員会は、必要に応じて、統括委員会を通じて義塾研究倫理委員会に不利益判定審議の判断を委ねることができる。

(不利益判定の通知)

第13条 本委員会は、不利益判定審議を行った場合、義塾マネジメント内規第12条前段に従い通知および是正勧告をする。この場合において、同条後段は、通知を受けた本人について準用する。

(異議の申立)

第14条 前条の定めにより通知を受けた本人が、通知内容に異議がある場合は、義塾マネジメント内規第13条の定めにより、再審議を請求することができる。

(情報の保護)

第15条 利益相反マネジメントのために本部門教職員等から自己申告書等により集められた情報については、義塾マネジメント内規第14条を準用する。

(事務)

第16条 本委員会の事務は、学術研究支援部が行う。

(内規の改廃)

第17条 この内規の改廃は、本委員会ならびに運営会議の議を経て、担当常任理事が決定する。

附則

この内規は、2023年10月6日より施行する。

適用は、2024年4月1日以降に任用される者からとし、2023年度内に任用される者は対象外とする。